# 所得申告書」の提出をお願いし

ます

を含め、すべての加入者の所得状況を把握する必要が 請するために、10月の上旬までに税の申告が不要な方 国民健康保険では、保険料の計算や国の補助金を申

帯へ、「国民健康保険料のための所得申告書」を7月に 送付しています そのため、前年の所得を申告されていない方のいる世

険にかかる所得の申告を行う必要があります。 ので、税の申告が不要な場合であっても、国民健康保 不明な方がいる場合は、軽減・減免を受けられません 帯全員の所得が判明している必要があります。所得の なお、申告書を送付した世帯のうち、未提出の世帯 国民健康保険料の軽減(7・5・2割)及び減免は、世

コールセンター」から電話で申告書の提出を呼びかけ を対象としまして、8月より「大阪市国民健康保険料 ていますので、必ず提出をお願いします。

# 閰 国民健康保険料のための所得申告書に関すること

**☎**06.6647.9956 **☎**06.6633.8270

### 手当等の所得状況届および 特別児童扶養手当・特別障がい 現況届の提出につい て

手当の認定を受けている方は「現況届」を、8月12日況届」を、特別障がい者手当・障がい児福祉手当・福祉 32番窓口へ提出してください。 (水)~9月11日(金)(土・日・祝日を除く)に区役所3階 特別児童扶養手当の認定を受けている方は「所得状

で、8月分以降の手当の受給に必要な手続きです。 これらの届は支給要件や所得状況を確認するも  $\mathcal{O}$ 

とがあります。 がありますので、必ず期間内に提出してください。 なお、前年の所得額等により、支給が停止されるこ 期間内に提出されないと、手当の支給が遅れる場合

## 間 保健福祉課(障がい者支援)

☎06.6647.9897 ☎06.6644.1937

## 現在、児童扶養手当を受給している方 現況届手続きのお知らせ

児童扶養手当の

に「お知らせ(現況届について)」をお送り しますので、8月中に区役所3階3番窓 「保健福祉課 児童扶養手当業務担当」

童扶養手当の支払を受けることができなくなります。 へ現況届を提出してください。 この届の提出がない場合は、令和3年1月期からの児

### 保健福祉課(子育て支援)

**☎**06.6647.9895 **☎**06.6644.1937

# 入る てつづきに ついて(お知らせ

外国人の こどもが 日本の 学校へ 入るには てつづきがばいくじん

いります。 今和3年(2021年)4月に

○学校へ 入ることが できる こども 住んでいる区の区役所で てつづきを してください。 「大阪市立小学校」・「大阪市立中学校」へ 入りたいときは おおさかしつしょうがでし おおさかしつ ほう

●小学校 「平成2年(2014年)4月2日から 平成27年 2014年)4月2日から 平成27年 2014年 2014年 2015年 20 

中学校 「令和3年(2021年)3月に 小学校を 卒業 する ひと」

○てつづき

「入学のご案内」を送ります。

②「入学のご案内」の みぎがわの「入学申請書」を てください。 書い

③ 令和 2 年 (2020年) 9月30日までに 住んでいる 区役所へ 持ってきてください。 ゆうびんで 送ること できます。

○「入学のご案内」を つぎの 書類などを 持って 区役所へ きてください。「入学のご案内」を 持っていない とき

■はんこ

●「住んでいる ばしょ や (在留カード パスポート など) なまえが わかる

(中学校に入る) ひと。住んでいる区の「小学校の 卒業が わかる 書類」 「大阪市立小学校」を 卒業する ひとは いりません。)

住んでいる 区の なかで 学校を えらぶ ことが できましょで 入る 学校が 決まります。ただし[学校選択制]は ○「学校選択制」(入る 学校を えらぶ しくみ)について 「大阪市立小学校」「大阪市立中学校」は 住んでいる

んで送ることもできます。 年)10月30日までに 区役所へ 持ってきてください。ゆうび す。 送る「学校選択制希望調査票」を 令和2年(2020 く がいったい 学校が あるときは 「学校案内」と いっしょ す。9月に 住んでいる 区役所から[学校案内]を 送りま

で知らせます。 

きいてください。 わからないことは 区役所の窓口サービス課(住民情報)へ

圕 ☎06.6647.9963 ∞06.6633.8270

8月3日(月)です。 個人市・府民税(普通徴収分)第2期分の納期限は、

住まいの区を担当する市税事務所へご相談ください。 ことがあります。詳しくは、令和2年1月1日現在お ト)が見込まれる場合は申請により減額・免除される み、予測しない失業や大幅な所得減少(前年の6割以 (Webでの申込みもできます。)をぜひご利用ください。 新型コロナウイルス感染症の影響による場合を含 また、クレジットカード納付(Apple 市税の納付には安全・確実・便利な口座振替・自動払込 Payo

楽天銀行アプリもご利用いただけます。 ます。詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。 なお、納付方法は変更または追加になる場合があり

こ利用も可能です。)、LINE Pay請求書支払い

大阪市 市税 納付 検索

# じなんば市税事務所市民税等グループ(個人市民税担当)

## 新型コロナウイルス感染症 影響に伴う「納税のご相談」につい **☎**06·4397·2953

でに納付が困難な場合は、納税を猶予する制度があり ます。詳しくは、管轄の市税事務所の収納対策担当に お問い合わせください。 新型コロナウイルス感染症の影響により、納期限ま

混み合い、繋がりにくいことや対応にお時間を要する ご覧ください。 ことがありますが、ご理解をお願いします。 の拡大を防ぐため、お電話でお願いします。お電話が なお、お問い合わせは、新型コロナウイルス感染症 お問い合わせの前には、大阪市ホームページなども

閰 市税の納税や猶予に関すること なんば市税事務所 収納対策担当

船場法人市税事務所 収納対策担当 法人市民税や事業所税等の納税や猶予に関すること **☎**06·4397·2949

## 蚊の対策について

**206.4705.2949** 

ことがあります。感染症を未然に防ぐには、 普段からの蚊対策が必要になります。 ○蚊の発生源(水たまり)をなくす 蚊はデング熱※などの感染症を媒介する

賛同いただ

い合わせく ています。

ださい。

○蚊に刺されないようにする ・植木鉢の受皿・廃材の溜まり水・雨水マスについて は定期清掃や防虫網の設置等

※デング熱は、蚊を介して感染するもので、人から人 に直接感染することはありません。 ・肌の露出を控える・虫よけ剤を適切に使用する等

固保健福祉課(保健)3階3番 刺されることでうつった事例はありません(厚労省 型コロナウイルスに関するQ&Aより)。 なお、これまでのところ、新型コロナウイルスは蚊に 新

**☎**06·6647·9973 **☎**06·6644·1937

## からのお知らせ

個人事業 個人事業 します(口 年間の 納付時に 納付書は第1期分及び第2期分をまとめて送付 税額が1万円以下の場合は、第2期分の 税の納付書を8月に送付します。 税の納期限は、8月3日(月)です 座振替ご利用の方を除きます)。 にはお間違いのないようご注意ください。

### 納期限】

納付書は.

ありません。

納付方法 令和2年 8月3日(第1期分)、1月3日(第2期分)

便局、コンジ ことができます。 (局、コンビニエンスストア等、府税事務所で納付する納税通知書裏面に記載の金融機関、大阪府内の郵 ビニエンスストア等、

を除く)の る A T M や して納付することもできます。 マートフォ さらに、 Pay‐easy(ペイジー)に対応してい 府税の収納を扱う金融機関(ゆうちょ銀行 インターネットバンキングによる納付やス √決済アプリ「PayB」(ペイビー)を利用

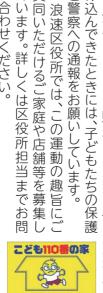
お問い合わ れる口座振 詳しくは また、納期限日にご指定口座から自動引き落としさ せください。 替制度もご利用ください。 、最寄りの府税事務所へ

の猶予制度 の影響によ ※新型コロ 府税あらかると があります。 り納税が困難な場合には納税 ナウイルス感染症の感染拡大 検索 

固なにわ南 区·平野区·西成区) (天王寺区·浪速区·阿倍野区·住之江区·住吉区·東住吉 :府税事務所 ☎06・6775・1414(代表)

## 8月は一こども1 0番月間 です

たちがトラ と警察への通報をお願いしています。 け込んでき を見やすい 協力家庭や けを求める 地域のご たときには、子どもたちの保護 避難場所の提供等をいただくものです。 ところに貼っていただき、子どもたちがか 家庭や店舗等にご協力をいただき、子ども 店舗には「こども110番の家」プレー ブルに巻き込まれそうになったときに、助



### 固 市民協働 **☎**06.6647.9743 **☎**06.6633.8270 課(教育・学習支援)

あべの

締切:9月 入学生を 文の里中学校夜間学級(阿倍野区美章園) 10日(木) 募集しています。一緒に勉強しましょう。 詳しくはお電話で。でんかでんか

圓 文の里中学校 夜間学級 **206.6621.0790**(平日11時~19時まで)

※ホーム

ページも見てください。